

2 個別労働関係紛争事件の概要

(1) 取扱件数

本年の取扱件数は、新規受付の4件で、すべて労働者からの申請となっている。
うち1件は解決、1件は不開始で終結し、2件が翌年に繰越した

表6 個別労働関係紛争の年次別取扱状況

区分		年	28	29	30	元	2
取扱件数	前年からの繰越し		1	1			
	新規受付		5	2	5	3	4
	合計		6	3	5	3	4
		うち使用者申請件数					
終結区分別 件数	終結	解決		1		1	1
		取下げ					
		打切り（不調）	3	1			
		不開始	2	1	5	2	1
		合計	5	3	5	3	2
	翌年へ繰越し		1				2

(2) 産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別で見ると、製造業が1件、卸売業、小売業が1件、医療、福祉が1件、サービス業が1件となっている。

表7 産業別取扱状況

大分類	年	28	29	30	元	2
農業、林業、漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						
製造業			1		1	1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業		1				
卸売業、小売業		2		1		1
金融業、保険業				1		
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉		1			1	1
教育、学習支援業						
複合サービス業						
サービス業		1	1	2	1	1
公務				1		
分類不能の産業						
合計		5	2	5	3	4

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、従業員数 50 人未満が 2 件、100～200 人未満が 1 件、300 人以上が 1 件となっている。

表 8 企業規模別取扱状況

企業規模	年	28	29	30	元	2
50 人未満		3	1	1	1	2
50～100 人未満		1		1	1	
100～200 人未満						1
200～300 人未満		1		2		
300 人以上			1	1	1	1
未調査						
合 計		5	2	5	3	4

(4) 調整事項別取扱状況

新規取扱事件の調整事項は延べ13件となっている。取扱事件 1 件あたりの調整事項は3.3件である。

表 9 調整事項別取扱状況

調整事項	年	28	29	30	元	2
賃金及び手当		1	2	1		3
賃金減額						
退職金						
一時金						1
その他賃金に関する事		1	2	1		2
賃金以外の労働条件		2		4		4
労働時間・休暇						2
社会保険・労働保険		1		1		1
その他労働条件に関する事		1		3		1
経営及び人事		2	3	3	3	3
解雇・雇止め		1	1	2	1	2
配置転換			1			
その他経営人事に関する事		1	1	1	2	1
人間関係 (いじめ・嫌がらせ)		2		1	2	2
その他		1		1		1
合 計		8	5	10	5	13

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数の平均は以下のとおりとなっている。本年の平均処理日数は、19日である。

表10 終結所要日数別取扱状況

処理日数	年	28	29	30	元	2
10日以内						
11～20日						1
21～30日		1	1		1	
31～40日		1	1			
41～50日						
51～60日		1				
61～70日						
71～80日						
81日以上						
合計		3	2	0	1	1
総処理日数		123	64	—	29	19
平均日数		41	32	—	29	19

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
1	令和2年 (個) 第1号 あっせん 【小売業】	・クレーム対応の責任の押しつけ、暴言による心身変調に対する金銭補償 [パワハラ・嫌がらせ]	労	2. 2. 26	不開始	—	—	—
		店舗での顧客のクレーム対応の責任を押しつけられ、関係会社の役員から暴言を受けたことなどにより心身に变調を来し、休業している間に退職扱いとされたとして、金銭補償を求めた事案。 被申請者にあっせん応諾の意思を確認したところ、被申請者は、申請者に問い合わせをしたが全く回答がなかったためやむなく退職扱いとしたものであり、3年が経過しており、あっせんには応じないとの回答があった。		2. 3. 30				
2	令和2年 (個) 第2号 あっせん 【製造業】	・休日手当の支払 [賃金未払い] ・会社の対応から受けた精神的苦痛に対する慰謝料等の支払い [パワハラ・嫌がらせ]	労	2. 11. 10	解決	1	19	杉田 小松 石塚 小林
		平日の他に出勤している毎月1回の土曜日の勤務に対する賃金が支払われていないとして、未払賃金の支払いを求めた事案。 会社の対応に圧力を感じ体調を崩し勤務を続けることが困難になったとして、会社都合による退職及び慰謝料を求めた事案。 会社は、慰謝料を支払う意思はないこと、当該土曜日の勤務に対する賃金として「〇〇手当」を支給してきたことを主張したが、当該土曜日の勤務に対する賃金について、請求金額の半分程度を支払う意向を示した。 双方の主張の隔たりが大きかったが、あっせん員の説得により、会社は解雇予告手当相当分などの金額の上乗せを、申請者は請求金額の減額を、それぞれ受け入れた。 申請者は、離職票に関して迅速な手続遂行を強く求め、協定事項に盛り込むことを双方が了承し、最終的に合意した。		2. 12. 18				

3	令和2年 (個) 第3号 あっせん	・解雇に対する解決金の支払い〔解雇・雇止め〕	労	2.12.21 -----				
	【医療・福祉業】	有期労働契約における期間途中でのやむを得ない事由のない解雇であるとして、解決金の支払いを求めた事案。						
4	令和2年 (個) 第4号 あっせん	・有給休暇未消化分の買取り〔休日・休暇〕 ・離職票が遅れている理由の説明書面の交付〔労働保険〕	労	2.12.23 -----				
	【サービス業】	会社担当者の話を信じ、自分は年次有給休暇がないと思い、取得しなかったとして、有給休暇未消化分について金銭補償を求めた事案。 離職票の送付が遅れている理由の説明を書面でもとめた事案。						

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数